

第5章

計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進においては、自殺対策に社会全体で取り組むため、関係機関や各種団体及び行政関係者等で構成する「自殺対策推進委員会」を定期的を開催し、計画の進捗状況の把握や情報交換の機会を設けることで、効果的な施策の展開を目指します。

また、副市長を委員長に関係部局等で構成する「尾道健康づくり推進会議」の中で、自殺対策関連事業に関する情報を共有しながら、計画を推進します。

【計画の推進に向けた連携や協働のイメージ図】

